

指定管理者導入施設にかかる現地モニタリング調査

奈良県

人口：1,430,366 人

面積：3,691.09 km²

取組の概要

平成 18 年 4 月より指定管理者制度を導入した公の施設に対し、指定管理者選定時の審査会委員によるモニタリング調査を実施した。(全 15 施設中 8 施設で実施)

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 奈良県では、平成 18 年 4 月より 14 施設で指定管理者制度を導入し、平成 18 年 9 月から新たに導入した 1 施設を含め、現在 15 施設について指定管理者制度を導入し運営している。
- ・ 指定管理者制度導入施設が、選定された指定管理者により効果的・効率的に管理運営され、利用者の増、経営改善等がどのように進んでいるか、直接現地調査を行い検証することにより、さらなる改善等が望まれるとともに新たな施設への導入時の参考とするために必要となる。

2 取組の具体的内容

- ・ 平成 18 年 4 月より導入した 14 施設（8 月時点）の内、主として管理主体が導入前と代わった施設（8 施設）を対象に、指定管理者制度導入選定時の審査委員（学識経験者・公募委員等 7 名）により、モニタリング調査を実施した。
- ・ 調査時期は、対象施設のプール利用者の施設利用状況を確認するため、夏休み中の 8 月 22 日の 1 日について実施した。
- ・ 調査の実施内容及び確認事項は次のとおりである。

【実施内容】

- ① 指定管理者から 4 月以降の運営状況・利用状況の説明
(利用者等満足度調査実施済みの施設は、調査結果の説明)
- ② 運営改善状況等について元委員との意見交換
(事業者と県とのコミュニケーションの一環として活用)
- ③ 現地施設運営状況視察

【確認事項】

- ① 選定審査時の提案内容が適切に実施されているか
- ② 効果的・効率的な管理運営が行われているか
- ・ 調査時間は、1日で8施設を調査する必要があったため、1施設につき約40分間の時間設定で行った。
- ・ 現地調査の結果について、参加いただいた元指定管理者選定審査委員に施設毎の採点表を作成していただき、取りまとめ結果を各施設所管課に対し通知した。
- ・ また、調査結果は、今後新たな指定管理者制度導入予定施設や指定期間後の新たな選定に向けての検討材料とする。

3 取組の効果

- ・ 指定管理者選定審査会での指定管理者からあった提案内容に対する実効性等の確認と今後改善等必要があると思われる施設の指定管理者に対する指示・提案等の実施により、さらに利用者増・経営改善につなげる。
- ・ 具体的には、利用者のニーズを受けた積極的な施設改修の実施や、指定管理者の自主事業の拡大による利用の促進を指示・提案した。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 各施設に対する時期・調査時間の設定
 - 18年度は、政策検討事業としてモデル的に実施したが、19年度は、全施設を対象に実施する予定としている。
施設毎に調査時期により利用状況が異なるため、19年度については、年間3回(5・8・10月)に分けてモニタリング調査を実施する。
- ・ 現地モニタリング調査の経費の問題
 - 現地調査の経費については、各施設所管課毎に調査実施する場合、委員報酬、旅費等の経費増加の問題が生じることとなるため、平成19年度以降についても、制度導入施設をまとめてモニタリング調査を実施する。

5 住民の反応・評価

- ・ 現地モニタリング調査自体の住民の評価等については、現時点では特にないが調査後の改善等の評価についての計測は、今後検討する。
- ・ また、別途各施設において実施予定の利用者等満足度調査の実施結果を受けてあらためて評価を行う。

6 今後の課題

- ・ 調査結果の次期選定への活用方法について、今後の調査結果を踏まえ引き続き検討することとしている。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 施設ごとに利用者の利用傾向や繁忙期と閑暇期が違うため統一的な現地モニタリング調査時期をいつに設定するのか、また施設単位に時期を別途設定して行うのか検討する必要がある。

担当部署：総務部行政経営課